

芦北町議会だより

うたせ

臨時号

令和2年第5回芦北町議会臨時会 開催



令和2年第5回芦北町議会臨時会が、10月5日に招集されました。上程されたのは、豪雨災害対策に関する補正予算で審議の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。この他、本年3月定例会で設置され、継続調査となっていた「町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会」の報告と、藤井公輔議員の辞職願が審議され、いずれも異議なく全会一致で了承、許可することに決しました。(議案の内容と結果は下段、調査特別委員会の報告については裏面に記載)

豪雨災害対策 補正予算を可決 86,524千円追加

- 被災した町内木材加工流通施設の復旧に補助
補助金 21,875千円措置
- 仮設住宅入居の小中学生送迎用バス購入
備品・役務購入 8,068千円を措置
- 町道川獄線 国の直轄事業で復旧 12月中の完成を目指す
負担金 56,581千円を措置

【議案等の審議結果】

区 分	議 案 等	内 容	審議結果
議案第58号	令和2年度芦北町一般会計補正予算(第7号)	概要等は、上段に掲載	可 決
—	町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の報告について	概要等は、裏面に掲載	了 承 調査終了
—	藤井公輔君の議員辞職の件	議員辞職願についての 許否の審議	許 可

藤井公輔(当時)議員の町工事への不当介入の事実を認定

10月5日開催された臨時議会において、藤井公輔(当時)議員が議員の立場を利用し、不当な手法により自社に有利な取り扱いを受けるよう介入したとする、調査特別委員会の委員長報告を全会一致で了承した。

これは、本年3月議会定例会で本人を除く全議員の連名により、真相解明のための「町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会設置」が発議・決定され調査を行ってきたもので、令和2年3月23日から10月1日まで計12回の委員会を開催し、14名の関係者から事情聴取を行ってきた。

この問題は、芦北町が発注した、「芦北町コミュニティセンター建設工事」の建築資材(生コンクリート)の納入に関して、町職員等に自社へ有利になるよう強要したり、担当職員が自殺を図ろうとしたとのうわさや金銭授受の疑惑をほのめかし、自らの主張を通そうとしたものである。

委員長報告(抜粋)

地場産業のための働きかけであったとする藤井議員の主張について、建設課長の証言にあるように、「うちを使えという意味ではない。」と断っているが、町内に数社ある中で1人(「社」)で来ていることや、建設場所について思い入れがあるとの発言、また副町長が藤井議員と藤井商工会長と面談したとき、商工会長が町長との関係誇示を繰り返したとする証言、また、(株)藤井産業の社長、会長の2人が同席していることなどを考えると、自社をお願いしたいと暗に示したもので、受け取る側がそう思うのは至極当然である。

この他、議員の「最初、うちが取れると思ってた。」などの証言もあり、取り戻そうとする意図がうかがえ、本委員会としては特定の事業者といえる自社のための働きかけと判断する。次に、藤井議員が建設課長を議員控室に呼び出し、要望を行ったことについて、本来であれば、議会の場において堂々と主張すべきことではないか。担当課長に要望するにしても、誤解を与えないよう数社集まり、団体として建設課に出向き、公然と行うのが常識的と思われる。議員控室に呼び出し、「担当課長として突っぱねてくださーい。」と言ったとする建設課長の証言など、議員という優越的立場を利用した威圧的言動であり、強要されたと思うことも十分理解できる。

また、昨年末、藤井議員が町長宅を訪問した際には、担当職員が悩み自殺を図ろうとしたとのことや、金銭の授受があったかのような話をし、先にあった職員の不祥事を引き合いに、「あんな問題じゃない、今回のことはメガトン級のスキャンダルです。芦北町がひっくり返りますよ。」というようなことを言ったとされる。これについて藤井議員は、個人名は証言せず一般論と断りながら、そういう意味合いのことを言ったと認めている。一般論との言葉を多用し、あいまいな答弁に終始しているが、その言動は被害妄想・誇大妄想による確信的迫り方であったと察せられる。自殺の件については、担当職員は明確に否定しており人権侵害も甚だしいものがある。また、金銭授受の件については、議員4人も藤井議員から聞いたと証言しており、これ以外にも流布されていることは容易に想像され、根拠も示さず思い込み的な行動であり、個人の名誉を著しく棄損するもので、法に抵触する可能性が極めて高いと考えられる。このように人の生死を材料とし、一方では町長の要職にある者の疑惑をほのめかすことによつて、自らの主張を通そうと強要する行為は、言われた相手の立場を考慮すれば、町政の混乱や政治生命を脅かされたもので、脅迫されたと思うのも理解できる。

以上のことから、当委員会は藤井議員が議員の立場を利用し、不適当な手法により自社に有利な取り扱いを受けるよう町工事に介入したと全会一致で認定した。地場産業の育成発言は建前で、自社で100%受注したかったのが本音であるとの結論である。

おわりに、議員として地場産業の育成や支援のため一定のルールのもと、活動することは多くの人が理解することである。しかし、議員の立場を背景とした職員への威圧的な働きかけや、まして個人的利益のために虚言などを用いて圧力をかけることは言語道断といえる行為である。

議員は、「選良すなわち「選ばれたよき人」であり、いかなる行動、ふるまいにおいても常に「公人」であることを自覚しなければならず、社会の一員として責任を負い、他人から見られる立場にある。したがって、議員の場にあるコンプライアンスのハドルは一般の人よりも高くなり、当てられる「物差し」が違ふことを意識すべきである。

違法とされる言動はもちろん、それよりも手前にある道徳やモラルといったものを一般人よりも意識し、踏み越えないよう留意する必要がある。

町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会

委員長	寺本 修一
副委員長	平松 洋一
委員	元山 秀志
委員	白坂 康浩
委員	宮内 道則
委員	林田 耀宏
委員	前田 徹一

編集後記



今回10月5日臨時議会の議会広報「うたせ臨時号」を発行することになりました。

以前は「広報特別委員会」であり「芦北町議会報の編集に関する要綱」において発行回数配布対象及び方法は、全員協議会で決定し、発行回数は、定例会ごとの年4回とし、編集企画ありとしていましたが、その後、正式な常任委員会となり要綱を廃止し、今回新たに「芦北町議会広報紙発行に関する規程」を制定しました。

議会広報紙は「定例会ごとに発行するものとし、臨時会はその次の定例会に併せて発行する。ただし、必要がある場合は臨時に発行する事ができる」と規定しました。

広報委員会の協議の中で町議の町工事等への不当介入に関する調査特別委員会の最終報告を受け、全会一致で了承したことから、町民に知らせるべく臨時に発行すべきとの意見が出て、賛成多数で臨時号の発行となりました。

また、今後の臨時号の発行に際しては予算も伴うことであり、慎重かつ適正に町民に情報を伝える広報とすることを申し添えます。

(広報委員長 川尻成美)